年　　月　　日

金融庁長官　殿

届出者

氏　　名

法人にあっては、名称及び代表者の役職氏名

住所又は所在地

電話番号　（　　　　）　　－

電子メールアドレス

事務連絡者

氏　　名

電話番号　（　　　　）　　－

電子メールアドレス

代理人

氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号　（　　　　）　　－

電子メールアドレス

外国監査法人等届出書

　公認会計士法第34条の35第１項の規定により、以下のとおり届け出ます。

１．届出者

|  |  |
| --- | --- |
| 名称又は氏名 |  |
| 主たる事務所の所在地 |  |

２．届出者が法人である場合⑴

|  |  |
| --- | --- |
| 役員の氏名 |  |
| 資本金の額又は出資の総額⑵ |  |
| 設立年月 | 年　　月　　　 |
| 設立準拠法国の国名⑶ |  |

３．届出者が法人に属する個人である場合

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者が属する法人の名称 |  |
| 届出者が属する法人の主たる事務所の所在地 |  |

４．財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 |
|  |  |
|  |  |

（記載上の注意）

⑴　届出者が組合その他これに準ずるものである場合は、法人に準じて記載すること。

⑵　資本金の額又は出資の総額は、当該金額を百で除して得た額の最上位のけたを表示単位とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して記載すること。なお、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

⑶　この様式において「設立準拠法国」とは、第４条第１項第１号に規定する設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。

⑷　記載事項のうち、名称又は氏名に係る事項については、原語名を括弧内に記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。